

第 34 回 堺市 社会福祉審議会 会議録

(審議要点記録)

令和 8 年 6 月 30 日 (火) 午後 2 時～4 時
堺市役所本館 12 階 市議会 第 1・第 2 委員会室

目 次

1. 出席状況等	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 議 題 等	・ ・ ・ ・ ・ 3
3. 審議記録（要点）	・ ・ ・ ・ ・ 4

1. 出席状況等

* 委員の出席状況 (50音順、敬称略)

出席委員 (28人)			欠席委員 (9人)
足立 典子	舘 幹子	宮奥 善恵	鵜浦 直子
天野 隆次	田中 一弘	森下 純吾	大江 千佳
大久保 正彦	都村 尚子	八木 直亮	大島 知子
岡原 和弘	飛石 隆男	山内 稔	隅野 巧
岡本 正子	西野 則子	山口 典子	武田 卓也
門田 良重	西村 保廣	山崎 光	所 めぐみ
小堀 清次	昇 慶一		長瀬 美子
才村 純	藤井 載子		東根 ちよ
重谷 崇夫	堀田 真吾		宮本 恵子
添田 豊司	丸山 芳美		
竹田 多賀子	源 久美子		

* 傍聴者 3人

* 出席職員 (機構順)

(健康福祉局)		(こども青少年局)	
健康福祉局長	河内 義慶	こども青少年局長	中山 真裕美
生活福祉部長	永井 義雄	こども青少年育成部長	濱脇 充
健康福祉総務課長	山本 一由	こども青少年育成部部理事	藤原 真由美
地域共生推進課長	林 大輔	こども企画課長	名和 琢巳
地域共生推進課参事	樋口 加能子	こども家庭課長	立道 勝広
生活援護管理課長	木寺 梓	いじめ不登校対策支援室長	久保 直樹
長寿社会部長	杉中 淳志	子育て支援部長	近藤 芳広
長寿支援課長	酒崎 育英	子育て支援部部理事	岩城 千映子
長寿支援課担当課長	幸地 仁詩	幼保政策課長	井坂 敦
介護保険課長	青木 登志春	幼保運営課長	檜原 靖
介護事業者課長	渡部 有香		
障害福祉部長	鷹野 雪保		
障害施策推進課長	宮田 大志		
障害者更生相談所長	松永 英晃		
健康部長	佐野 庸子		
健康医療政策課長	鶴岡 博		
健康推進課長	前原 康雄		

2. 議題等

【報告事項】

(1) 地域福祉関係（生活福祉部）

- ①令和 7 年度地域福祉専門分科会の活動概況について
- ②第 5 次堺市地域福祉計画・第 7 次堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の策定について

(2) 高齢福祉関係（長寿社会部）

- ①令和 7 年度民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会の活動概況について
- ②民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱状況について
- ③堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 6（2024）～8（2026）年度】の進捗状況及び計画期間における介護保険施設等の整備状況等について
- ④堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 9（2027）～11（2029）年度】の策定について

(3) 障害福祉関係（障害福祉部）

- ①令和 7 年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について
- ②第 5 次堺市障害者計画・第 8 期堺市障害福祉計画・第 4 期堺市障害児福祉計画の策定について

(4) 児童福祉関係（こども青少年局）

令和 7 年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について

3. 審議記録（要点）

別紙のとおり

審議記録（要点）

I 開会

II 挨拶（永藤市長）

III 委員紹介

IV 委員長選出

委員からの推薦により、才村委員が選出される。

V 職務代理者指名

委員長の指名により、都村委員に決定。

VI 分科会所属の決定

- ・委員長から、法令の規定に基づき委員長の指名により、民生委員審査専門分科会、障害者福祉専門分科会、高齢者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、地域福祉専門分科会のいずれかに、委員が所属することを説明。（社会福祉法施行令第2条、堺市社会福祉審議会条例第7条）
- ・事務局から提示した案のとおり決定。

VII 報告事項

1. 地域福祉関係（生活福祉部）

（林地域共生推進課長）

（1）令和7年度地域福祉専門分科会の活動概況について

（資料1-1）

- ・令和7年度の地域福祉専門分科会は、令和7年8月28日、令和7年11月6日及び令和8年2月27日に開催して、議論を行った。

（資料1-2）

- ・堺市では、行政が策定する「地域福祉計画」と堺市社会福祉協議会が策定する「地域福祉総合推進計画」を一体的に策定しており、令和8年3月に、令和8年度から令和13年度までを計画期間とする「第5次堺市地域福祉計画・第7次堺市社会

福祉協議会地域福祉総合推進計画」として、「堺あったかぬくもりプラン 5」を策定した。

- ・計画概要版の 2 ページから 3 ページには、計画策定の背景及び関連計画との関係に掲載している。
- ・4 ページから 5 ページには、令和 6 年度に実施したアンケート調査結果の概要を掲載している。
- ・6 ページから 7 ページには、取組の理念、エリアごとの取組及び堺市が重点的に取り組む施策を掲載している。
- ・本計画では、新たな共通施策として、「予防的支援と孤独・孤立対策」、「必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進」及び「持続可能な地域福祉を支える人材確保・育成と環境整備の推進」の 3 項目を位置付けている。
- ・8 ページから 9 ページには、5 つの重点施策の内容を掲載している。
- ・10 ページから 11 ページには、堺市社会福祉協議会地域福祉総合推進計画の内容を掲載している。
- ・12 ページには、重層的支援体制整備事業実施計画を掲載している。
- ・今後 6 年間は、本計画に基づき地域福祉の推進に取り組む。

2. 高齢福祉関係（長寿社会部）

（酒崎長寿支援課長）

（1）令和 7 年度民生委員審査専門分科会、高齢者福祉専門分科会の活動概況について

（資料 2-1）

- ・令和 7 年度は、3 年に 1 度、全国一斉に行われる民生委員・児童委員の改選の年であったため、令和 7 年 10 月 2 日に民生委員審査専門分科会を開催し、令和 7 年 12 月 1 日付けで委嘱する委員候補者の適否について審議を行った。
- ・高齢者福祉専門分科会を令和 7 年 10 月 31 日に開催し、第 9 期堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和 6 年度～令和 8 年度）の進捗状況、同計画に基づく施設整備事業者の募集状況、令和 7 年度交付分保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金評価指標の評価結果について報告した。
- ・また、次期計画策定の基礎資料とするため、3 年に 1 度実施する高齢者等実態調査について説明し、委員から意見をいただいた。

（酒崎長寿支援課長）

（2）民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱状況について

（資料 2-2）

- ・令和 8 年 6 月 1 日時点の委嘱者数は、民生委員・児童委員は 995 人、主任児童委員は 90 人であり、合計 1,085 人である。
- ・区ごとの定数及び委嘱者数については資料に記載のとおりである。

- ・なお、参考として、資料の右側に一斉改選後の委嘱基準日である令和 7 年 12 月 1 日時点の定数及び委嘱者数を掲載している。

(酒崎長寿支援課長・青木介護保険課長・渡部介護事業者課長)

(3) 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和 6 (2024) ～8 (2026) 年度】

の進捗状況及び計画期間における介護保険施設等の整備状況等について

(資料 2-3)

- ・令和 6 年度から令和 8 年度までを計画期間とする、第 9 期の「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、基本理念として「安心 すこやか 支え合い 暮らし続けられる堺」を掲げ、計画目標として「健康寿命」を KGI (重要目標達成指標) に設定している。
- ・また、6 つの重点施策を柱として高齢者福祉等に関する施策を展開し、それぞれに KPI (重要業績評価指標) を設定している。
- ・介護予防に関する取組として、「げんきあっぷ教室」等の開催や介護予防「あ・し・たプロジェクト」を実施し、高齢者の主体的な社会参加や介護予防の習慣化を推進している。
- ・ICT を活用した「みまもりあい事業」については、認知症等的高齢者の早期発見につなげる取組として令和 6 年度から実施しており、令和 7 年度の申請者数は累計 315 人である。開始 2 年目として着実に利用が広がっており、地域における見守り体制の強化につながっている。
- ・認知症サポーター数は令和 7 年度実績で 106,063 人となり、令和 8 年度目標の 103,000 人を上回る人数で推移している。今後も、サポーターの養成を通じて、認知症の普及啓発の取組を着実に進め、認知症に対する正しい理解の浸透を図る。
- ・地域包括支援センターの援助件数は年々増加しており、令和 7 年度は 183,096 件となった。高齢者が抱える課題の複雑化・複合化に伴い、地域包括支援センターに求められる役割が大きくなっていると認識している。
- ・各重点施策に紐づく取組を着実に実行することで、6 つの重点施策ごとに設定された KPI の達成、ひいては、KGI である健康寿命の延伸に向けて取組を進める。

(資料 2-4)

- ・介護保険事業計画は各年度 9 月末の数値を基礎としているため、資料のデータは基本的に各年度の 9 月末現在の数値である。
- ・(1) ア 高齢者人口の推移について、令和 7 年度においては計画値・実績値ともに高齢化率は 28.3%であり、計画値どおりに推移している。計画期間内において高齢化率は横ばいで推移する見込みである。
- ・(1) イ 要介護 (要支援) 認定者数について、令和 7 年度の計画値 26.2%に対し実績値 26.8%となっており、実績値が計画値を若干上回っている。令和 7 年度の実績値は令和 8 年度の計画値 26.7%を上回っており、今後も認定率の上昇が見込まれる。

- ・(2) 介護保険サービス給付費等について、令和7年度の実績が937億4289万8千円となり、計画値931億6876万2千円を上回っている。なお、区分ごとに見ると、居宅サービス、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費及び地域支援事業費等については、実績値が計画値を上回る状況となっている。
- ・(3) 要介護度別サービス受給者数の状況は、居宅サービス38,283人、地域密着型サービス6,406人、施設サービス4,737人、総合事業10,831人である。
- ・(4) 保険料収納状況について、現年分と滞納繰越分の合計で97.78%である。

(資料2-5)

- ・「介護老人福祉施設（広域型特別養護老人ホーム）」については、新設が1施設、増床が6施設である。
- ・「特定施設入居者生活介護」については、既存施設からの転換が1事業所である。
- ・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」については、新設が1事業所である。
- ・「小規模多機能型居宅介護」については、新設が1事業所である。
- ・募集数に達していないサービス種別については、第9期計画期間中の整備が困難であるため再募集は実施しないが、これまでの募集結果や事業者ヒアリング等を踏まえ、次期計画において整備数を精査した上で募集を実施する予定である。

(酒崎長寿支援課長)

(4) 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画【令和9(2027)～11(2029)年度】の策定について

(資料2-6)

- ・今年度は、令和9年度から令和11年度までを計画期間とする第10期「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定年度である。
- ・令和7年度に実施した高齢者等実態調査は、高齢者の生活状況や保健・福祉に関するニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため実施したもので、調査の概要については、資料1ページに記載のとおりである。
市民の方を対象とした「一般高齢者・要支援認定者調査」と「在宅介護実態調査」、市内の介護保険事業所を対象とした「介護事業者調査」の3種類の調査を実施した。
- ・調査結果について、一部を抜粋してご報告する。
2ページの一般高齢者・要支援認定者調査の「認知症予防や健康を保つために取り組んでいること」については、「健康診断や血圧・血糖などを定期的にチェックし、健康管理を行っている」が52.1%で最も高く、次いで「バランスのとれた食事を心がけている」が52.0%、「十分な睡眠をとるようにしている」が46.0%と続いている。また、「趣味や学習などで頭を使う活動（脳トレなど）をしている」が26.8%となっており、多くの高齢者が、日常生活の中で、主体的に認知症予防や健康維持に取り組んでいる状況が伺える。
- ・3ページの在宅介護実態調査の「介護に対して負担に感じること」については、「い

つまで介護が続くかわからない」が 46.7%で最も高く、次いで「体力的な負担」が 39.2%、「自由な時間が減る」が 33.7%と続いている。また、「仕事と両立することの負担」は 19.8%と、令和 4 年度の前回調査に比べて 6.6 ポイント増加している。

在宅介護を担う家族等には身体的・精神的負担が生じており、家族介護者等の負担軽減や介護と就労・生活の両立支援の取組が重要と考えられる。

(資料 2-7)

- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づき一体のものとして策定する。
- ・また、本計画には、認知症基本法に基づく市町村認知症施策推進計画を包含する。
- ・計画の策定に当たっては、基本計画 2030 を最上位計画、SDGs 未来都市計画を上位計画、地域福祉計画を基盤計画とし、関連分野の計画や大阪府の計画とも整合を図る。
- ・計画期間は令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間で、この期間の施策の方向性や主なサービス等の見込量を明らかにし、第 1 号被保険者の介護保険料の水準を決定する。
- ・国の動向等について、2 ページの 2 (1)「国の介護保険制度改革の背景」に記載のとおり、令和 7 年にはすべての団塊の世代が 75 歳以上に到達している。今後、85 歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や、その前段階にある認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれており、地域で生活する高齢者等の意思決定支援や権利擁護の重要性が一層高まっている。
- ・このような状況の中、令和 6 年 1 月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、同年 12 月には、認知症の人本人の声を尊重し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することを目的とした「認知症施策推進基本計画」が閣議決定された。
- ・令和 7 年 7 月 25 日には、国の検討会において「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」として、地域の実情を踏まえつつ事業者等の関係者が連携し、サービス需要の変化に応じた介護サービス提供体制を構築する必要性が示された。
- ・こうした状況を踏まえ、現在、国においては介護保険制度の見直しに向けた検討が進められており、(2)に記載のとおり、第 10 期介護保険事業計画策定に係る「基本指針(案)」が、令和 8 年 7 月中に提示される予定である。
- ・3 ページの「基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項」では、「介護サービス基盤の計画的な整備」として、2040 年を見据えた中長期的な視点で、地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、これらに応じたサービス提供体制を構築する必要があることなどが示されている。また、「地域包括ケアシステムの深化」として、介護人材の確保と職場環境の改善に向け、テクノロジーの活用による生産性向上や協働化・大規模化等を通じた経営基盤の強化等の推進などについても示されている。

- ・第10期計画の策定に当たっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、国の動向や社会情勢、高齢者数等の将来推計、現行計画の評価に加え、実態調査で把握したニーズを踏まえ、検討を進める。また、堺市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会において審議し、策定を進める。

3. 障害福祉関係（障害福祉部）

（松永障害者更生相談所長）

（1）令和7年度障害者福祉専門分科会審査部会の活動概況について

（資料3-1）

- ・第1審査部会では、身体障害者手帳の交付の可否やその障害等級について審査しており、令和7年度は24回の審査部会を開催し、延べ285件の審査を行った。結果については資料に記載のとおりである。
- ・第2審査部会では、身体障害者手帳の診断を行うことのできる医師の指定及び取消、障害者総合支援法の規定に基づく指定自立支援医療機関のうち、更生医療及び育成医療に係る医療機関の指定及び取消について審査している。令和7年度は、5回の審査部会を開催し、医師の指定、更生医療機関及び育成医療機関の指定について意見をいただき、指定を行った。近畿大学病院が堺市に移転したことに伴う審査を8月に実施したため、例年より1回多い開催となった。なお、医師及び医療機関ともに取消に係る案件はなかった。

（宮田障害施策推進課長）

（2）第5次堺市障害者計画・第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画の策定について

（資料3-2）

- ・本計画は、令和6年3月に策定した「第5次堺市障害者計画・第7期堺市障害福祉計画・第3期堺市障害児福祉計画」を踏まえ、「第5次堺市障害者計画」の時点修正及び「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」を策定するものである。
- ・第5次堺市障害者計画は、障害者基本法に基づき、堺市の障害施策の推進に関する基本理念及び目標を示す計画であり、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間としており、令和8年度を時点修正の年度として位置付けている。
- ・「第8期堺市障害福祉計画・第4期堺市障害児福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害福祉サービス等の提供に係る成果目標等を定める計画であり、計画期間は令和9年度から令和11年度までの3年間である。
- ・堺市の障害者手帳所持者数は、増加傾向が続いている。障害種別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向である一方、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向が続いている。
- ・計画の基本理念、基本方針及び施策展開等、骨格及び構成は、現行計画を継承す

る。

一方で、障害者数や社会情勢、制度改正等に関する内容については最新の情報へ更新する。

- ・成果目標等については、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方を踏まえて策定する。なお、国の基本方針では、サービスの整備数や利用者中心の視点に加え、機能の実効性を重視し、監査等の実効性を強化することで、サービスの質の向上を図ることが示されている。
- ・計画策定に当たっては、これらの趣旨も踏まえ、障害者やその家族、障害福祉関係者、学識経験者等で構成する障害者施策推進協議会の意見を聴取しながら進める。

4. 児童福祉関係（こども青少年局）

（立道こども家庭課長、井坂幼保政策課長）

（1）令和 7 年度児童福祉専門分科会審査部会等の活動概況について

（資料 4）

- ・児童福祉専門分科会の組織は、令和 7 年度においては「児童措置審査部会・里親審査部会・子ども虐待検証部会・子ども権利擁護部会・幼保連携型認定こども園等認可審査部会」の 5 つの審査部会で構成されている。
- ・児童措置審査部会では、措置対象児童の処遇方針についての審査を行う。令和 7 年度は 7 回開催し、虐待 18 件、育成相談 2 件の計 20 案件について審査を実施した。このうち、児童福祉法第 28 条の規定を適用した処遇方針の適否については、諮問した 18 案件すべて「適」となった。なお、児童福祉法第 28 条では児童福祉施設等への入所等に保護者が同意しない場合、家庭裁判所の承認を得て、措置することができる旨が規定されている。児童福祉法第 28 条以外の案件として、親権停止・親権喪失の審判申立については諮問した 2 件すべて「適」であった。
- ・里親審査部会では、里親として認定すべきかどうかの審査を行う。令和 7 年度は 3 回開催し、新規 5 組、更新 12 組、消除 1 組、合計 18 組について審査を行い、すべて承認された。里親の種類として、「養育里親」は保護者のいない、又は保護者に監護させることが不適切であると認められた児童を養育する里親である。「専門里親」はより専門的な知識を生かして、虐待を受けた児童や非行傾向のある児童等を養育する里親である。「養子縁組里親」は親子の血縁関係のない者の間に、実の親子と同一の法律関係を成立させる養子縁組を希望する里親である。「親族里親」は当該児童に扶養義務のある親族によって養育する里親である。
- ・子ども虐待検証部会では、重篤な児童虐待事例について分析検証を行い提言することに加え、こども相談所の運営に関する評価検証、被措置児童等虐待に関する分析検証を行う。令和 7 年度は重篤な児童虐待事例についての検証はなく、こども相談所の運営に関する評価検証を 2 回開催し、被措置児童等虐待に関する分析検証はこども相談所の運営に関する評価検証に併せて 1 回開催した。

- ・子ども権利擁護部会では、主に一時保護や児童養護施設等へ措置された児童の意見又は意向について、審議会への諮問を希望する事案が発生した際に、調査員が対象児童への聞き取り調査を行い、審議会へ諮ることとしている。また、児童養護施設等におけるこどもの権利擁護の取組についての評価検証も部会の目的としており、令和7年度は堺市内児童養護施設で実施している意見表明等支援事業について報告を行った。令和7年度に調査員の派遣依頼があった児童は3人で、そのうち、審議会への諮問に至った案件は1件あった。
- ・幼保連携型認定こども園等認可審査部会は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（第17条第3項）及び児童福祉法（第34条の15第4項、第35条第6項）において、市長が幼保連携型認定こども園、保育所、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童福祉審議会等の意見を聴くことが規定されており、これに基づき設置している。令和7年度は計3回開催し、幼保連携型認定こども園2件、小規模保育事業1件、乳児等通園支援事業33件について審査を行い、事業者の認可に当たって、設備面や運営面等の基準を満たしていることの確認等を行った。

V 質疑応答、意見

1. 地域福祉関係

（質問）

「堺あったかぬくもりプラン5（概要版）」の6ページに記載のエリアごとの取組のエリアの概念について、私がこの業界に入職した当時から、この福祉のエリアの考え方の中に、小学校区、中学校区、それ以上に広域というようなイメージで取組が色々なところで進められてきたという記憶がある。

また、現在でも、児童の方の話をさせていただくが、子育て支援の分野においては、中学校区を軸にして、様々なことについて話をしたり、取組が進められており、この「堺あったかぬくもりプラン5」の中でも、上から4つめの日常生活圏域の中に中学校区というキーワードが含まれていると認識している。

しかし、残念ながら明示されていないため、堺市の認識がどうなっているのか。また、地域福祉において、中学校区という考え方をどのように位置づけ、今後どのように取り組むのか。人口がどんどん減少する中で、この中学校区という単位は非常に大事になると改めて思うため、その点について現状の認識を確認させていただきたい。（重谷委員）

（回答）

「計画の推進方針と目標」の「エリアごとの取組と連携」で、日常生活圏域を一つのエリアとして記載している。

日常生活圏域については、本編でも、介護保険事業計画に基づき定める、高齢者の日常生活、基本的な単位となるエリアとして記載しているが、地域福祉計画にお

いては、高齢者だけのものではなく、児童や障害者全ての概念を含むものとなる。本編でも明確に中学校区という記載があるわけではないが、決してエリアをこれだけに限定するというのではなく、地域の実情に応じて、様々な単位の様々な活動の中で、支えることによって、地域福祉が推進されると認識している。その点については、引き続き、各会議体等でご議論をいただきながら、取り組みたいと考えている。（林地域共生推進課長）

（意見）

「堺あったかぬくもりプラン 5」を策定した段階においても、国は日常生活圏域を一中学校区と明記している。現段階で、堺市では、二中学校区にならざるを得ない状況であるが、我々としては一中学校区を念頭に置いた議論をしてきた。このため、小学校区の次に日常生活圏域がきている。予算の関係もあり、地域包括支援センターも倍増させなければ二中学校区にならないため、すぐには言わないが、地域福祉専門分科会では、あくまで日常生活圏域は、本来は中学校区であるべきというもとに、議論をしてきたことを補足で申し上げたい。（小堀委員）

2. 高齢福祉関係

（質問）

資料 2-2 の民生委員・児童委員、主任児童委員の委嘱状況について質問したい。

定数に対して実際の委嘱者数が届いていないという実態に対して、どのような背景があって不足が生じていると考え、現状を把握されているのか。また、新しく委嘱される候補者をどのように探しているのか、その候補者に対してどのようにアプローチしているのかというあたりについて、少し掘り下げてお聞かせいただきたい。

（重谷委員）

（回答）

民生委員・児童委員の担い手不足の背景について、地域のつながりの希薄化や、社会環境の変化に加えて、複雑化・複合化する課題への対応など、活動に係る負担の増加が考えられる。

本市においては、こうした状況を踏まえ、児童扶養手当受給等に係る証明事務の廃止など、負担軽減に向けた見直しを進めることに加えて、民生委員・児童委員活動に関する周知啓発にも取り組んでいる。引き続き、民生委員児童委員連合会とも連携しながら、担い手の確保に取り組むと考えている。

また、候補者探しや候補者へのアプローチについて、基本的に民生委員・児童委員は、各校区の委員長を中心に活動を展開していただいている。次の候補者探しについても委員長のご意見等も踏まえ進めていただいております。候補者へのアプローチは、校区委員長から依頼があれば、本市からもご説明するなど、連携して取り組んでいる状況である。（酒崎長寿支援課長）

(質問)

ご説明いただいた高齢福祉について、何点か申し上げたい。私も委員として策定に携わらせていただいた「堺あったかぬくもりプラン5」の共通施策1の予防的支援と孤独・孤立対策で、必要な情報を必要なタイミングで届けるための多様な情報提供の推進を考えた。委員で議論をしたが、実際に孤独・孤立、社会的孤立に陥っていらっしゃる方にどうピンポイントに情報を届けていくのか、的確な答えがなかなか見つからないまま、このような記載になっているというところは非常に申し訳なく思っている。

資料 2-7 について、地域包括ケアシステムの深化とあるが、頼れる身寄りがいない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりというのは、地域福祉計画で我々が課題を認識しつつも答えを生み出せなかったところと非常に相通ずるところがあると考えている。とりわけ地域包括ケアシステムについては、厚生労働省が示した目標では、本来、昨年 completion しているべきであった。残念ながら、今のところこのような書きぶりになっていることについて、どのようにお考えか。我々の別の部会では答えが出なかったので、お答えいただけるかわからないが、お尋ねしたい。

次に、資料 2-3 の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、この計画は介護保険料がメディアでもクローズアップされるので、介護の計画だと思われるが、これは老人福祉法に基づいた、老人福祉計画でもある。KGI にある健康寿命、健康と不健康、この二分法で論じられるものではなく、健康と不健康の間には、フレイルみたいな状態がある。数字を見ると、要介護あるいは要支援の認定率が着実に上昇傾向にある中で、どのように高齢者の健康づくり、フレイル予防に取り組むのか、この重点施策や施策展開のところにはあまり詳しく書かれていないと思うので、そのあたりの考えをお聞きしたい。策定までに時間があると思うので、ぜひその部分については充実した議論をお願いし、その点についても力を入れていただきたいと思っている。

最近、我が国を代表する社会疫学者でもあり、WHO の委員を務めておられる先生が、フレイル予防の 1 つ、通いの場の 1 つとして、某鉄道会社がコーヒーを男性に入れてもらう取組をしているということを、厚生労働省の方がおられる場で発表された。これはもう皆さんならご承知のとおり、堺市の「あ・し・たプロジェクト」の男性のコーヒー教室のことだが、私はある意味、クリーム・スキミングをされたと受け止めた。実際に、我々は男性のコーヒー教室等をしたかったわけではなく、我々がめざしたのはその先にある、重度化予防であった。

もちろん画期的なこともやっていかなければならないし、そういった新しいことに挑戦することで我が国を代表する先生方の知見を得ることができる。そういうところとも連携はするけれども、今、地に足をつけて、この KGI の健康寿命をいかに延伸していくのかということについての考えを聞かせていただきたい。(小堀委員)

(回答)

1 点目の孤独・孤立が進んでいるということについては、地域福祉専門分科会でも議論が重ねられてきた部分であるが、これを実施すれば孤独・孤立を完全に防げるというものは、我々としても持ち合わせてはいない。しかし、行政だけでできることには限界があるため、地域の方や様々な関係機関と顔の見える関係性を築き、ネットワークを構築することで、気になる高齢者を早期に把握し、必要な支援につなげることが重要と思っている。これからも関係機関との連携に向け、様々な体制を強化したいと思っている。

2 点目のフレイル予防や健康増進について、委員がおっしゃるように、非常に重要なことだと思っている。3 年前に現行の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定して以降、本社会福祉審議会、分科会、市議会、他の審議会も含め、様々な場で色々なご意見をいただいた。高齢者ができるだけ自立した生活を過ごせるような、生活の質の向上という観点に加え、現在、介護給付費も右肩上がりに伸びているが、少しでも伸びを抑え、介護保険制度の持続性を担保するという観点でも、介護予防、フレイル予防は、健康増進も含め、非常に重要な役割を担うものであると認識している。先ほどお話しいただいた、コーヒー教室等の無関心層を呼び込む取組もその 1 つである。その他、これまでの地道な取組を広げたり、地域の通いの場の活性化を図ることも含めて、次期計画策定に際して、介護予防、健康増進、フレイル予防の観点は、非常に重要であると認識している。その認識のもと、本社会福祉審議会、分科会をはじめ、市議会、他の審議会の場合も含めて幅広く皆様からご意見を伺って、施策の充実に向けた議論を積み重ねたい。(幸地長寿支援課担当課長)

(意見)

分科会で活発な議論がなされることを期待している。あわせて、自立支援という言葉が出ているが、何もかもがパーフェクトにできないと住み慣れた地域で暮らせないというわけではなく、使えるサービスを使ったり、助けてもらったりしながら、できる範囲の中で暮らすということが、先ほど市長が冒頭の挨拶の中で話された「住み慣れた地域で暮らし続ける」の意味だと、私は理解をした。先ほど市長が話されたことを踏まえて、給付費を下げることは難しいと思うが、実がある計画にしたいということをお願いしたいということを申し上げて、私の質問を終わる。(小堀委員)

(意見)

今、事務局から、孤独・孤立、高齢者への支援策、行政として限界があるという発言があった。確かに、行政だけでできるものではなく、近隣住民によるお互いの助け合いはとても大事だと思う。

そのように考えると、「堺あったかぬくもりプラン 5」の 5 ページに記載の市民へのアンケート調査「地域の人を支えることへの意識」の結果を見ると、半分以上の方は支えたい、何か役に立ちたいと答えている。やはり、潜在的には何か役に立ちたいという方は結構おられて、ところがそれが埋もれたままになってしまう。この

ため、マンパワーと言っているのかわからないが、潜在化したマンパワーを、このような方々がもっと活躍できるような機会を行政としても提供していく必要があり、これは社会福祉協議会の仕事にもなると思うが、埋もれたままでは非常にもったいない。したがって、このような方々が、高齢者の孤独・孤立に対して、支援の手を差し伸べられればよいと、今のやりとりをお聞きして思った。（才村委員長）

（意見）

資料 2-4（3）に要支援 1 から要介護 5 までの要介護度別サービス受給者数の状況が載っている。

実は、今から 9 年前に、皆さん方から提案を受け、自治連合会でこういうことをしてほしいと要請があった。何回か全員が集まって検討したが、その後、尻切れトンボで終わっている。実際にその時に、何かをしてやりたいという気持ちで手を挙げたのは私だけ、93 連合会あるが、私 1 人だけ手を挙げた。他の方はまったくダメというような結果であった。

そこで私どもは介護の人たちを見てあげたいということで 8 年前に NPO を立ち上げ、事業を開始した。現在、毎週水曜日に約 20 名の方が地域会館に来ておられる。ここでは健康体操、脳トレ等様々なサービスをしている。我々素人だけではできないため、専門の先生にもお願いをして来てもらっている。現在、我々連合会は、自分のお金を使って先生に謝礼を支払っているが、非常に負担が大きいので、このあたりについて、一度検討いただきたいと思っている。

まず 1 つは、先ほど申し上げたように、我々は要介護の方まではできない。現在、要支援の方を対象に実施している。このようなことをできればもう一度、堺全体で広げていきたいと思っている。そのためには健康福祉と一緒にしないとできないので、局長、よろしくお願いします。

もう 1 点、皆さん生活面で非常に大変な状況が続いていると思う。例えば、介護保険は、大変きつい金額を払っている。わずかな年金から支払われており、自動的に引かれるようになった。自分が払うとか払わないとか関係なく、年金から差し引かれているため、一切何も言えない。

非常に大変な苦勞をして皆さん生活されていると思う。お金持ちの方は別であるが、一般の方は大変な生活をされていると思う。そういうことを考えていくと、これは何もここだけの問題ではなくて、国の問題だと思う。したがって、そういう方を何か救済できる方法がないか、ということを今考えている。是非ともこれについては、今日、議員の皆さん方も参画されているので、議会でも検討してもらいたいと思う。そういうことを踏まえて、皆さんを救済してあげるという気持ち、これがなかったらこの世の中うまくいかない。

もう 1 点。非常に残念なことに、最近の国会等を見ているとこどもの問題がたくさん出てくるが、高齢者の問題はあまり出てこない。なぜか知らないが、陰に隠れているような気がする。そうではなく、やはり高齢者があつてのこどもである。そういう意味で、高齢者の問題をもう少し取り上げてほしいと思っているため、ぜひ

とも国に申し上げていただきたい。

私の母は、現在、特養に入っている。特養であればなんとか入れるが、一般の介護施設は月々約 20 万円かかり、負担が大きい。こどもが協力して出し合っているが、こどもが 1 人しかいなければ、1 人の負担になる。そうではなく、もう少しこれを安くできるような方法を。特養の場合は月に約 5～6 万円であり、5～6 万円であれば、国民年金でなんとかまかなうということになると思う。このあたりについても皆さんと一緒に、これからも議論をしながら、堺市会議員の皆さん方並びに府会議員、国会議員、どんどん輪を広げて、このような問題を解決できたらと思っている。（天野委員）

（意見）

資料 2-4 に要介護認定の人口が書かれているが、堺市において、要介護認定にかかる時間、あるいは認定調査会の開催回数等々が、どのような状況になっているのか、また、病院あるいは施設に入院、入所されている方々の要介護認定調査について、市議会議員として色々と苦情を受けることがある。例えば病院であれば、要介護認定を受けたいという方の看護も診察もしていない方が、認定調査に立ち会って、間違った結果が出てくるということがあった。

今、細かいことを急に聞いても、当局の方が困られると思うが、何を申し上げたいかと言うと、このいただいた資料について、我々議員であれば、普段から皆さん方と一緒に色々と課題解決に向けて取り組んでいるが、国の調査、国の計画はこう、堺市の計画はこうということが記載されている。なぜこういう計画になったのか、例えば介護保険制度の中で利用する市民の方、天野会長がおっしゃった、非常に費用が高額であるとか、あるいは認知症に対するアンケート調査もされて、おそらく一部だけ抜いているためわからないかもしれないが、堺市医師会の岡原会長が従前から、市民の方々の認知症検査、認知症を防ぐために何を食べるかではなく、自分の認知度がどんな感じかということをも自分あるいは医療機関で知るためにどういうことができるのかなど、要は、高齢者制度にしても介護保険制度にしても、私たちの堺市のまちとして抱えている、例えば介護保険制度で今言った、利用者あるいは利用者の家族、あるいは施設を運営されている施設、介護保険事業者、そして、その従業員の方々も含めて、どのような課題があって、どのようなことに堺市が困っているのか、堺市の事業者の方々が困っているのか、利用者が困っているのか、ということが見えてくる資料になっていないということを、すごく残念に思っている。これだけの審議会で、これだけの行政の職員の方々が一堂に会し、これだけの団体の方々や有識者の方々がいらっしゃる中で、この資料というのは、あまりにも形骸化しているような気がする。こういうのはわかるが、もっと突っ込んだ話ができるような資料を作っていただいて、課題解決に向かわなければ、こんな計画を作りました、こんな冊子作りました、いいでしょうという話で終わってしまっただけでは、私はあまり意味がないと思っている。2 時間かけて行うため、半分は説明を聞いて、何か意見はありませんか、ではなく、自ら課題を見える化した資料を作っていただ

いたほうが、それぞれの関係団体の方々も意見が言いやすいと思う。（山口委員）

（意見）

医療側から 1 点だけお願いしたい。要介護、要支援、また認知症になられた方への様々な保健施策は大変重要であるが、それ以上に、病気と健康の間におられる方に対する施策が大変重要と思う。資料 2-3 の 1 番上に、そういった方々への様々な取組が書いてあるが、堺市の 65 歳以上の高齢者の人口が約 20 万人いる中で、参加者が何百人とか、多くても千人ぐらいの参加者であるため、そういった周知も含めて今後の計画に反映いただけたらありがたい。（田中委員）

3. 障害福祉関係

（質問）

8050 の問題は、言うまでもなく、皆さん方は重々御承知おかれていようかと思う。そうした中で、障害のある方の暮らしの場という点について、なかなか国や大阪府の動向を伺っては、我々はどうしようもない。

しかしながら、走り書きなので、正確性を期していなければお詫び申し上げるが、市長が障害のある方について自分らしく住み慣れたと、先ほどこの場でおっしゃったと記憶をしている。これは一歩踏み込んだご発言だったと感じており、国・大阪府ではなくて、本当に堺の中でどういうものを整備すれば障害のある方が暮らしていけるのかということを、やはり我々が主体的に当事者のお声に耳を傾けて考えていくというような形にシフトをしていくべきではないかと考えるが、いかがか。（小堀委員）

（回答）

おっしゃっていただいたように、私どもは当然、障害者施策推進協議会だけではなく、様々な障害者団体との意見交換を踏まえながら、様々な困り事、ニーズを聞かせていただいている。

その中で、本計画においても、基本理念に「障害者が住み慣れた地域で、安心して、主体的に、心豊かに暮らせる共生社会の実現」を掲げており、またそれに向けて施策を推進している。その中でもやはり暮らしの場、例えばグループホームの整備であるとか、その住居を選択できるというところについても、様々なご議論をいただいている。

おっしゃっていただいたように、堺の方が住み慣れた堺で、これからも生活できるよう、様々な施策を展開したいと考えている。（齋藤障害施策推進課長補佐）

（意見）

市長がおっしゃっておられたことについて、あながち私が走り書きしたことが間違ってたかったと補佐の言葉を聞いて確信をした。

鴈野部長のリーダーシップのおかげで、先日、堺市の全民生委員・児童委員にお集まりいただき、フェニーチェ堺の大ホールで、障害当事者が 1 時間以上にわたって講演をされた。これは、かつては想像ができなかったようなことで、明らかに地殻変動が起こっていると思っている。

ただ、やはり、斎藤補佐がおっしゃったように、暮らしの場、ここについては本当に国・府が、ネックになってきており、その部分で我々も葛藤はあるが、そこは天野会長の後押しも受けながら、我々みんなで頑張っていかなければならないと思う。それが、市長がおっしゃられた、住み慣れた地域で安心して暮らしていけることなのかと思うので、この部分についても分科会でのご議論などを期待したい。
(小堀委員)

(意見)

地域という問題、言葉が出てきたため、一言お願いしておきたい。

私自身は自民党に所属する議員であるため、今年の骨太の方針を作る場所に参画し、そこで障害福祉の分野のチームに入った。

やはり国の方針として、障害者あるいは高齢者も含めてであるが、地域移行という考え方で、これは施設ではなくて、地域移行、地域で面倒を見てくださいということである。そうすると、地域の誰が何を担うのかという状況になる。グループホームと堺市もおっしゃるが、重度の重複障害者等は、グループホームでは生活できない。そして、堺市の多くの障害者の保護者の皆さんがもう 80 代、90 代近くになって来られていて、自らが亡くなった後、この子の面倒を誰が見てくれるのか、安心して預けられる場所がない、という現状があり、堺市とも毎年必ず数回、話し合いの場を持っていたいでいる。

堺市に重症心身障害児支援センターができた際、定数を 150 名にと要望したが、堺市は 70 名しか作らなかった経緯がある。私は施設がいいとは思っておらず、住み慣れた地域がいいに決まっているが、地域移行というのは、すべての人にそぐうわけではないという視点を忘れないでいただきたい。(山口委員)

(質問)

ご存じのように、今年に入って、大阪市で障害のサービスを実施している事業所が大きな不正をしたということで、障害のサービスに対する信頼度が非常に落ちてきたのではないかと思います。また、大阪市だけではなく、こどもの放課後デイサービスについても、様々な事件があり、逮捕されたり、人数を正しく配置していないとか、不正があったり、という様々なところを聞いている。

障害の方々へのサービスが、急に拡大したことは非常にいいことだと思うが、拡大の中で、頑張っていて誠実にされておられるところが、事件によって信頼をなくすとか、あるいは事業が成り立たないとかいうようなことがあってはならないと思う。堺市ではきちっとした法人や事業所がされていると思うが、そういった視点を、今後の計画や取組のところで、ぜひ考えていただきたいと思っている。

行政と当事者の事業者や法人の団体も含めて、そういったところがないような仕組みなり、あるいはやり方をぜひ構築をしていただき、市民の方々が信頼できるようなサービスの展開をお願いしたいと思っているが、事務局の方で何か考えておられることがあれば、教えていただきたい。（山内委員）

（回答）

おっしゃっていただいたように、今回、大阪市の就労継続支援事業所における不正請求は、ニュース等で大きく報道された。

今回、国においても、地域差是正という言葉を使っているが、障害のある方がどこに住んでいても、必要なサービス、必要な提供体制を受けること、必要なサービスが届くようにするという論点の中で、いわゆる総量規制という言葉が出てきている。この総量規制は、障害のサービスを実施する事業者が指定権者、例えば堺市であれば堺市に対して、指定の申請があったときに一定条件が整った場合に指定をしないことができるという制度である。今回、国において、こちらについては、その基本指針の中でも、質の向上、質の担保という方針として出てきている。

また、そのあたりについても、今後、障害者施策推進協議会の中で様々なご意見をいただきながら、考え方を整理したいと思っている。おっしゃっていただいたように、サービスが急拡大する中、頑張っている事業者の皆様のお声も、当然聞かせていただいております、そのあたりのバランスも考えながら、今後議論を進めたいと考えている。（齋藤障害施策推進課長補佐）

4. 児童福祉関係

（質問）

この9月から、大阪市では第1子からの保育料無償化が始まると聞いており、保育料が非常に高いため、各自治体の方で制度をつくるということが、だんだん広まってきている。また、こども誰でも通園制度ということで、一時保育が中心であるが、就労条件がなくても保育所に通える制度も新たに国の方でもできているところで、少しずつ子育てがしやすい、そういう環境を整備するというのが、かなり大切になってきていると思っている。

こういった、保育料無償化やこども誰でも通園制度の拡充等で、何か堺市で検討あるいは考えておられるようなところがあれば、教えていただきたい。（山内委員）

（回答）

大阪市で第1子保育料無償化が始まるということだが、本市では、令和5年度から、第2子以降のこどもの保育料については無償化を継続して実施している。

保育料の無償化以外にも、子育て支援部として、例えば、認定こども園、保育所、幼稚園等の保育の質を向上するため、園に対して補助金を交付することで、保育士等が働く環境を整備し、働きやすい環境とすることで、こどもへの対応の質が上がる

るよう取り組んでいる。保育料の無償化だけではなく、様々な面でこどものより良い育ちにつながるよう取り組んでいる。

また、こども誰でも通園制度について、令和7年度は23施設での実施であったが、令和8年度4月からは36施設で実施している。保育の必要性がない家庭であっても、普段と異なる環境であったり、家庭以外の大人や同年齢のこどもと触れ合ったりすることで、新たな発見があり、こどもの育ちにつながるようにというところで、全国で取組が進んでいる事業であるが、本市としても積極的に取り組んでいる。（井坂幼保政策課長）

（質問）

被措置児童等虐待について、検証部会で検証することになっているが、法改正で、施設内虐待に対する検証が、保育所、認定こども園、放課後デイ等の通所型施設内の虐待にまで拡大されたが、堺市としてはこういった制度改正について、例えば虐待防止の観点からの検証や、残念ながら事案が発生した場合の検証等の取組について、どうお考えなのか教えていただきたい。（才村委員長）

（回答）

ご指摘のとおり、昨年度の後半から、通所型の施設についても被措置児童等虐待の通告の対応が必要ということで、制度が改正された。このため、これまでの入所施設での被措置児童等虐待に加え、通所施設での被措置児童等虐待が発生した場合にも、子ども虐待検証部会で報告している。（立道こども家庭課長）

（質問）

残念ながら事案が発生した場合は、子ども虐待検証部会でというお話だったかと思うが、そもそも通所型施設において虐待が発生しないように、例えば職員への研修等の取組についてはどうか。（才村委員長）

（回答）

昨年度、認定こども園で虐待の事案が1件発生した。この件については公表した上で、公表後に市内就学前教育・保育施設の各園の職員に対して虐待防止をテーマとしたオンデマンド研修を実施している。あわせて今年度は、不適切保育と性暴力防止についてもオンデマンド研修を実施しており、現在施設の職員にご覧いただいている。

先ほどこども家庭課から報告させていただいた、子ども虐待検証部会の中では、当該改善勧告事案については一度報告させていただいたが、その当時は調査中であったため、次回の子ども虐待検証部会で詳細を報告させていただくことになっている。（岩城子育て支援部部理事）